

## 強迫 宅建 H23-01-4 <<#837>>

【問】 正誤をつけよ。

A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された。BがEに甲土地を転売した後に、AがBの強迫を理由にAB間の売買契約を取り消した場合には、EがBによる強迫につき知らなかったときであっても、AはEから甲土地を取り戻すことができる。

【答え】 正しい

### <<ポイント>> 詐欺又は強迫【★入門】

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、**取り消す**ことができる。
  - 2 相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合においては、**相手方**がその事実を知り**(悪意)**、又は**知ることができた(善意有過失)**ときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
  - 3 前2項の規定による**詐欺**による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない(善意無過失)第三者**に対抗することができない。(民法96条)
- ⇒ **強迫**の場合、**善意無過失の第三者**にも**対抗**することができる